家計急変世帯の保護者の方へ

埼玉県では、保護者の死亡・失職・離婚などのために主たる家計の収入がなくなり、保育料の納入が困難になった世帯（家計急変世帯）の園児の保育料の一部を軽減した県内の私立幼稚園に対して、補助金を交付しています。

１　家計急変世帯とは

保護者の失業・死亡・離婚等のために、世帯の家計を支えていた人（世帯の中で最も収入が多い人）の主たる収入の手段がなくなり、保育料の納入が困難になった世帯。

＊ 収入が減った場合は、補助対象にはなりません。

２　家計急変の発生事由

(1) 失　職　＝　世帯の中で最も収入が多かった人が失業した。

（例）・勤めていた会社が倒産した。
・会社を解雇された。
・自営業を廃業した。
・自己都合のため会社を退職し、退職後３か月と７日経過したが、まだ再就職できない。

＊退職理由が雇用保険の給付制限に該当する場合は、自己都合退職と同様の扱いとします。

(2) 死　亡　＝　世帯の中で最も収入が多かった人が死亡した。

(3) 離　婚　＝　保護者が離婚したために、離婚前の世帯で最も収入が多かった人以外が園児の保育料を負担することになった。

＊正式に離婚が成立していない場合（別居）は、補助対象にはなりません。

(4) その他　＝　その他の事情で、世帯の中で最も収入が多かった人の収入の手段が失われた。

（例）・病気休職のため、給与が支給されない。
・自営業であるが、病気のために仕事ができなくなり、収入がなくなった。
・世帯の中で最も収入の多かった人が失踪してしまった（警察に届出をした）。

３　平成２３年度の補助対象になる園児

次の(1)、（２）のすべてに該当する場合、補助対象となります。

(1) 県内に住んでいる

(2) 園児の入園決定後に家計急変が発生し、現在も家計急変が継続している

※県内の他の私立幼稚園から転入した場合
＝ 転入前の幼稚園の入園決定後に家計急変が発生した場合も対象とします。

【注意】

・ すでに家計急変が解消している場合は、補助対象にはなりません。
　＊家計急変が解消する前に必要書類を提出してください。
・ 過去に軽減を受けた場合は、今年度の補助限度額は、平成２３年度の補助限度額から過去に受けた補助額を差し引いた額です。（同一発生事由の場合）
・ 現在、家計急変前の世帯で最も収入が多かった人よりも収入が多い人や、市町村民税の所得割課税額が183,000円を超える収入がある人と同居している場合は、補助対象にはなりません。

４　軽減額

(1) 軽減の限度額は次の①、②のうち、いずれか低い方の金額です。

① 園児１人あたり２３万８千円。（過去に軽減を受けた場合は、23万8千円から過去に受けた補助額を差し引いた額）

② 今年度に保護者が負担する保育料額＊。
　今年度の保育料額から、保育料に対する公的補助金（就園奨励費等）の合計額を差し引いた額が「今年度に保護者が負担する保育料額＊」です。
　以下の式で計算してください。

当該園児の保育料月額		在籍月数		保育料に対する公的補助金の合計額		今年度に保護者が負担する保育料額＊
＿＿＿＿円	×	＿＿ヶ月	－	＿＿＿＿円	＝	＿＿＿＿円
		↑		↑		
		（年度の途中で入退園していない場合は１２ヶ月）		（市町村からの就園奨励費補助等の合計額）		

＊ 保育料以外の経費（給食費・教材費等）は軽減の対象にはなりません。

(2) 月々の軽減額や軽減方法は、(1)の限度額及び以下の①、②をもとに幼稚園が決定します。

① 軽減できるのは、家計急変が発生した日の翌月分以降の保育料に限ります。

② 家計急変の原因が解消した時点で保育料の軽減は終了します。
（家計急変の原因が解消した日の翌月以降の保育料は、軽減できません。）
　（例）失職した方が再就職したなど

【注意】

＊ 就園奨励費等の額が多かった場合や年度途中で退園することになった場合には、一旦幼稚園が軽減した額を、再度、幼稚園へ返金していただく場合もあります。

５　手続の流れと提出書類

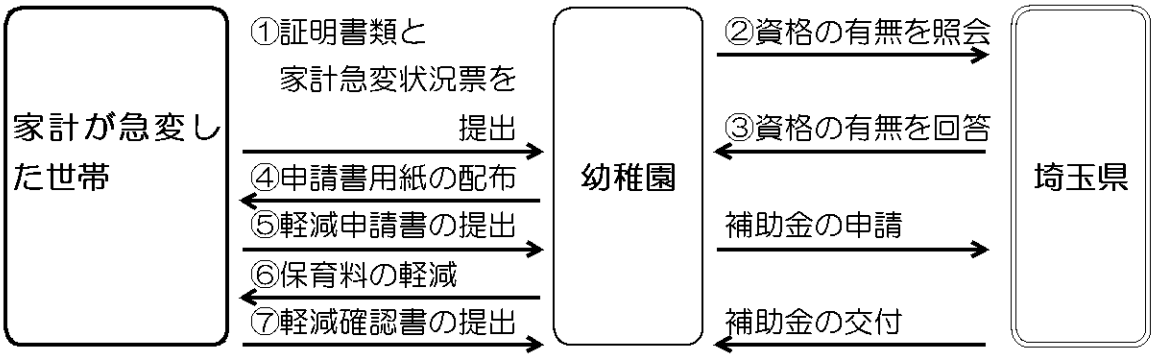

① 補助を希望する場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・＜別紙１＞「提出書類一覧」に該当する書類
・＜別紙２＞「家計急変状況票」

これらの書類は、幼稚園から県へ提出されます。

⑤ 県から、「補助対象資格あり」と回答があった場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・保育料軽減申請書（様式７号）

⑦ 幼稚園から、保育料の軽減を受けた場合には、以下の書類を幼稚園へ提出してください。

・保育料軽減確認書（様式９号）

※ このほか、ご不明な点がありましたら、在園している幼稚園にお問い合わせください。

＜県担当課＞　埼玉県 総務部 学事課 幼稚園担当　電話　０４８－８３０－２５６０